

定期巡回ステーション料金表

令和3年4月

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本料金 (連携型事業所)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	5,697単位	10,168単位	16,883単位	21,357単位	25,829単位
連携型事業所訪問看護料金 (連携先訪問看護事業所での算定)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	2,945単位				3,735単位
各種加算関係					
初期加算	30単位/日	利用開始から30日間、または30日を超える入院後に再開した場合			
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位/月	生活全般に着目し、多職種協働で適切に連携し病院や診療所等に対し日常的に情報提供を行っていることについての加算			
サービス体制強化加算Ⅰ	750単位/月	介護福祉士60%以上、金属10年以上の介護福祉士25%以上			
サービス体制強化加算Ⅱ	640単位/月	介護福祉士40%以上、介護福祉士、実務者研修了者、基礎研修了者の合計が60%以上。			
サービス提供体制加算Ⅲ	350単位/月	介護福祉士30%以上、又は介護福祉士、実務者研修了者、基礎研修了者の合計が50%以上			
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言を受け生活機能向上を目的とした計画書を作成する			
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が利用者宅を訪問し身体状況の評価共同して行い、生活機能の向上を目的とした計画書を作成する			
介護職員処遇改善加算	総単位数の13.7%	職員の賃金改善に取り組む事業所加算			
特定処遇改善加算	総単位数の6.3% 又は4.2%	職員の賃金改善に取り組む事業所加算			

▲マイナスを示す

通所介護等を利用した場合の減算					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	▲62単位	▲111単位	▲184単位	▲233単位	▲281単位
短期入所等を利用した場合は日割り計算となります					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	▲187単位	▲334単位	▲555単位	▲703単位	▲850単位

※通所介護等を利用した場合は、その日数分だけ減額されます

※短期入所等を利用した場合は、宿泊した日数分だけ減額されます

※短期入所等を利用した場合、退所日は減算対象とはなりません。(4泊5日の場合4日分が減算対象)

利用料計算方法例 (要介護2 1割負担 通所介護8日利用の場合)	
《介護看護》	一宮市の地域単価 10.21円/単位
介護保険一部負担額	13,213 (12,875) 単位 × 10.21 × 0.1 = 13,490 (13,145) 円
《保険分内訳》	利用料
①定期巡回・基本単位・要介護2	10,168単位 × 1回 = 10,168単位 回 = 10,168単位
②定期巡回・通所利用減算・要介護2	▲111単位 × 8 = ▲888単位
③定期巡回・総合マネジメント体制加算	1,000単位 × 1回 = 1,000単位
④定期巡回・サービス提供体制加算Ⅰ (Ⅱ)	750 (640) 単位 × 1回 = 750 (640) 単位
⑤定期巡回・処遇改善加算	①～④の合計 × 13.7% = 1,496単位
⑥定期巡回・特定処遇改善加算Ⅰ (Ⅱ)	①～④の合計 × 6.3 (4.2) % = 687 (459) 単位
	合計13,213 (12,875) 単位